坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

（１）坂井市発注に係る坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

（２）前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○(株)・(株)□□□共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市○○△△に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、本業務の委託契約の履行後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○○(株)

○○県○○市○○町○○番地

(株)□□□

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○(株)を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対してその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の〇〇業務　　　　　　〇〇株式会社

□□□の□□業務　　　　　　□□株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、本業務の委託契約の履行および下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行△△支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当企業体が本業務を完成する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該業務において契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第１９条　この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○(株)外〇社は、上記のとおり本業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○番地

（代表構成員）　○○○(株)

代表取締役○○○○

○○県○○市○○町○○番地

（構成員）　　　(株)□□□

代表取締役○○○○

※印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）